

離職者・解雇者が発生する場合の ハローワークへの届け出について

一定期間内に相当数の離職者が発生する場合には、法律に基づき事業所の所在地を管轄するハローワークに届出を行う必要があります。

ケース 1

経済的事情による事業規模の縮小
※又は事業の転換若しくは廃止により、1ヵ月以内に30人以上の離職者の発生が見込まれる場合

必要な届出

再就職援助計画 ★1

の作成、及び安定所長の認定★2
(根拠法令：労働施策推進雇用安定法第24条)

(1ヵ月以内の離職者が30人未満の場合も任意で作成し提出することができます)

※「経済的事情による事業規模の縮小」とは

国内外の競争の激化、需要構造の変化、為替相場の変動、国内経済の状況等の事情により・・・

- 事業活動の縮小で事業の全部又は一部を休止する場合
- 事業の全部の廃止又は相当部分の縮小により事業の転換を行う場合
- 事業に係る施設又は設備の全部又は一部の廃棄又は譲渡等を行う場合 など

(天変地異や例年繰り返される季節的変動による場合、単なる経費削減の場合等は含みません)

⇒経済的事情を伴わない離職の場合は【ケース2】へ

★1「再就職援助計画」とは

離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動に対し、企業側に求められる援助についての計画です。
具体例として・・・

- 取引先企業や関係企業への再就職あっせん。
- 取引先企業や公共職業安定所、(財)産業雇用安定センターの求人情報の提供。
- 求職活動や教育訓練受講のための有給休暇の付与。

(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇以外の有給休暇)

- 計画対象労働者の再就職に係る支援についての再就職支援会社等への委託。

★2 提出書類： ①再就職援助計画(様式第1号)

各2部
(正・副)

- ②事業規模の縮小等に関する資料(様式第1号別紙1-1)
- ③労働移動支援助成金の特例対象者に該当することの確認書(様式第1号別紙1-2)
- ④計画対象労働者に関する一覧及び離職者名簿(様式第1号別紙2)

この一覧等には、計画対象労働者の総計及び45歳以上70歳未満の内数、対象労働者の氏名、年齢、生年月日、雇用保険被保険者番号、住所、雇用形態、離職年月日、再就職支援希望の有無等の記載が必要です。

また本人同意が得られた場合には前月に支払われた賃金も記載してください。

- ⑤離職前賃金証明書(様式第14号)および賃金台帳の写し

④の計画対象労働者のうち「前月に支払われた賃金を記載することに本人同意が得られた方」のみについて記載。またその方の賃金台帳の写しを添付ください。

◆提出期限： 「最初」の離職者が生ずる日の1ヵ月前まで

ケース 2

1 カ月以内に **30 人以上**の離職者※の発生が見込まれる場合

必要な届出

大量離職届

(根拠法令：労働施策推進雇用安定法第 27 条)

※対象離職者

解雇その他、事業主の都合による離職者
定年退職者
契約期間満了に伴う離職者（6 か月未満の雇用期間のものを除く）

◆提出書類：

①大量離職届（様式第 2 号） 1 部
②離職者名簿 1 部

◆提出期限：

最後の離職者が生ずる日の 1 カ月前まで
(未届、虚偽の届出に対しては 30 万円以下の罰金の規定)

注：【ケース 1】の「再就職援助計画」に含まれる離職者は、届出の必要がありません。

ケース 3

1 カ月以内に **5 人以上**の **45 歳以上 69 歳以下**の労働者を解雇、その他事業主の都合※により離職させる場合

必要な届出

多数離職届

(根拠法令：高年齢者雇用安定法第 16 条)

※対象離職者

解雇その他、事業主の都合による離職者
定年後の継続雇用にあたり継続雇用基準に該当しないことによる離職者
// 就業規則の解雇／退職事由に該当することによる離職者
契約期間満了による離職者（6 か月以内の雇用期間のものを除く）

◆提出期限：

最後の離職者が生ずる日の 1 か月前まで
(未届、虚偽の届出に対しては 10 万円以下の過料の規定)

ケース 4

障害者を解雇する場合

必要な届出

障害者解雇届

(根拠法令：障害者雇用促進法第 81 条)

※対象離職者

解雇その他、事業主の都合による離職者のうち障害者であるもの

◆提出期限：

解雇の通知後すみやかに
(未届、虚偽の届出に対しては 30 万円以下の罰金の規定)



ケース 5

1 ヶ月以内に 10 人以上の
離職者※が発生する場合

提出に
ご協力ください

離職者名簿

※対象離職者 { 倒産、事業停止、廃止等による離職者
合理化による離職者
希望退職募集に応募した離職者

◆提出期限： 離職者／離職日が確定後すみやかに

(この取り扱いは愛知労働局のみですが、提出にご協力をお願いいたします。)

ケース 6

解雇等により離職予定
の高年齢者が作成を
希望した場合

作成が
必要な書類

求職活動支援書 ★1

(根拠法令：高年齢者雇用安定法第 17 条)

★1「求職活動支援書」とは

離職予定者の職務経歴や業績、資格・免許、職業能力に関する事項や、事業主が行う再就職への援助措置等を事業主が記載し労働者本人に交付することによって、再就職活動の際に活用することを目的とした書面です。(解雇等の離職理由は記載しません)

※なお、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）（離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる事業主が対象）の支給申請に必要となる場合があります。

※作成が必要な場合

- ・ 45 歳以上 69 歳以下の高年齢者が、解雇その他の事業主都合による離職（創業支援等措置による契約が事業主都合により終了する場合を含む）に該当する場合で、本人が希望するとき
- ・ 60 歳以上 64 歳以下の高年齢者が、継続雇用の対象者基準（平成 24 年高年齢者雇用安定法改正の経過措置に基づくものに限る）に該当しないため離職する場合で、本人が希望するとき

◆作成時期： 離職者の退職前のできるだけ早い時期に労働者へ交付

上記の各様式は、ハローワーク名古屋中のホームページ
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/list/naka.html>)
よりダウンロードすることができます。

※「ハローワーク名古屋中」⇒「事業主の方へ」⇒「多数の離職者が発生するとき」と進んでください。

【再就職のサポート機関等】

- ハローワーク（県内各安定所） 〔<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/>〕 リストは5ページに
- あいちマザーズ
ハローワーク 〔 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 3階 ☎052-855-3780
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-mother/> 〕
主に子育てをしながら就職を希望する方を対象に総合的な就職支援を行っています。
- 人材マッチング・
就職支援コーナー 〔 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 8階 ☎052-855-3740 48# 〕
「看護」「介護」「保育」「建設」「運輸」「警備」など人手不足分野に特化した紹介を行っています。
- 愛知わかものハローワーク 〔 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 9階 ☎052-855-3760
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/kanren/home.html> 〕
正規雇用を目指す若年者（おおむね35歳未満）を専門的に支援しています。
- 名古屋外国人
雇用サービスセンター 〔 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 8階 ☎052-855-3770
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner/> 〕
留学生を含む外国人労働者の方に対する職業相談、職業紹介、求人情報の提供を行っています。
- 公益財団法人
産業雇用安定センター 〔 名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 4階
☎052-583-8876 <http://www.sangyokoyo.or.jp/> 〕
「失業なき労働移動」をめざして、企業間の出向・移籍（転籍）に関する人材情報の収集及び提供と、出向相談・あっせん（出向者無料職業紹介）を行っています。
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知センター
愛知障害者職業センター 〔 名古屋市中区錦 1-10-1 MIテラス名古屋伏見 5階 ☎052-218-2380
<https://www.ieed.go.jp/location/chiiki/aichi/> 〕
障害者の方々に対する再就職促進のための相談・援助を行っています。
- ハローワークインターネットサービス 〔 <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/> 〕
ハローワークに登録されている求人情報等をインターネットで検索できるサイトです。

◎ 労働移動支援助成金（再就職支援コース）について

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職支援を職業紹介事業者に委託したり、求職活動のための休暇の付与や再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した事業主に、助成金が支給されます。

詳しくは厚生労働省のホームページで [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [事業主の方のための雇用関係助成金](#) > [労働移動支援助成金（再就職支援コース）](#) をご覧ください。

また支給要件でご不明な点については [あいち雇用助成室 第3係](#)（電話052-219-5518）までお問い合わせください。

愛知県内の公共職業安定所一覧

所 名	所 在 地	管 轄 区 域
名古屋中	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル TEL 052(855)3740 FAX052(857)0220	西区/中村区/中区/中川区/北区/ 北名古屋市/清須市/西春日井郡
名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21 TEL 052(681)1211 FAX 052(682)0134	熱田区/港区/南区/瑞穂区/緑区/豊明市
名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2 TEL 052(774)1115 FAX 052(774)2888	千種区/昭和区/名東区/天白区/東区/ 守山区/日進市/長久手市/愛知郡
豊 橋	〒440-8507 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎内 TEL 0532(52)7191 FAX 0532(52)7196	豊橋市/田原市
岡 崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎内 TEL 0564(52)8609 FAX 0564(58)8617	岡崎市/額田郡
一 宮	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内 TEL 0586(45)2048 FAX 0586(45)3642	一宮市 稲沢市（平和町を除く）
半 田	〒475-8502 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎内 TEL 0569(21)0023 FAX 0569(21)9045	半田市/常滑市/ 東海市/知多市/ 知多郡
瀬 戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町86 TEL 0561(82)5123 FAX 0561(82)8123	瀬戸市/尾張旭市
豊 田	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7 TEL 0565(31)1400 FAX 0565(31)6188	豊田市 みよし市
津 島	〒496-0042 津島市寺前町2-3 TEL 0567(26)3158 FAX 0567(28)9459	津島市/愛西市 稲沢市（平和町）/あま市 弥富市/海部郡
刈 谷	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3 TEL 0566(21)5001 FAX 0566(21)5055	刈谷市/安城市/ 知立市/高浜市/ 大府市
碧南出張所	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4 TEL 0566(41)0327 FAX 0566(48)2263	碧南市
西 尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1 TEL 0563(56)3622 FAX 0563(56)3624	西尾市
犬 山	〒484-8609 犬山市松本町2-10 TEL 0568(61)2185 FAX 0568(61)2188	犬山市/江南市/ 岩倉市/丹羽郡
豊 川	〒442-0888 豊川市千歳通1-34 TEL 0533(86)3178 FAX 0533(86)3170	豊川市
蒲郡出張所	〒443-0034 蒲郡市港町16-9 TEL 0533(67)8609 FAX 0533(67)1881	蒲郡市
新 城	〒441-1384 新城市西入船24-1 TEL 0536(22)1160 FAX 0536(22)1162	新城市 北設楽郡
春 日 井	〒486-0841 春日井市南下原町2-14-6 TEL 0568(81)5135 FAX0568(81)1978	春日井市 小牧市